

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)

(農林水産経営支援課)

一

○土地改良事業計画の認可

(北部地方振興事務所)

二

正 誤

○宮城県公報第二四八五号中

二

告 示

○宮城県告示第八百二十五号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五一五〇〇六一五	特定非営利活動法人笑が家 大崎市古川新田字大西一番地百二	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人笑が家	平成二十五年八月二十九日

○宮城県告示第八百二十六号

漁業災害補償法(昭和三十三年法律第五十八号)第一百五條の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適

合するものと認める。

平成二十五年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	水 域 区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県 加入区二	共第百七 号漁業 場の権	平成二十 五年九月 十六日	気仙沼市本吉町中島三 百六十五 及川安五郎 根七百七 菅原徳光	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 三年政令第 九百九十三 号)第五十三 条に規定する 漁業	二百三十八 人
宮城県 加入区十	共第百六 号漁業 場の権	平成二十 五年九月 十六日	気仙沼市本吉町三島百 三十七 芳賀勝壽 三浦明夫	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 三年政令第 九百九十三 号)第五十三 条に規定する 漁業	七百十八人
宮城県 加入区八	共第百五 号漁業 場の権	平成二十 五年九月 十六日	気仙沼市波路上後原百 三十四 伊東益男 小野寺捷	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 三年政令第 九百九十三 号)第五十三 条に規定する 漁業	二百三十一 人
宮城県 加入区三	共第百二 号漁業 場の権	平成二十 五年九月 十六日	気仙沼市横沼六一二 小野寺新太郎 気仙沼市浅根五一四	漁業災害補 償法施行令 (昭和三十 三年政令第 九百九十三 号)第五十三 条に規定する 漁業	七百一十一 人

宮城 第二 十 区	宮城 第六 加入 十 区	宮城 第四 加入 十 区	宮城 加入 第十 八 区	宮城 加入 第六 十 区	宮城 加入 第四 十 区
共 第五 号 漁 業 十	共 第五 号 漁 業 十	共 第五 号 漁 業 十	共 第十 一 号 漁 業 十	共 第十 九 号 漁 業 十	共 第八 号 漁 業 十
宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁
平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日
須 石 卷 市 雄 勝 町 大 須 字 大	石 卷 市 雄 勝 町 船 越 字 天 中 里 一 八 高 橋 三 九 清	石 卷 市 雄 勝 町 名 振 字 東 大 和 七 三 久 男	石 卷 市 雄 勝 町 名 振 字 小 濱 二 二 高 橋 守 次 七 三 久 男	本 吉 郡 南 三 陸 町 戸 倉 字 寺 浜 二 四 一 佐 野 久 一 寺 野 南 三 陸 町 戸 倉 字 及 川 通	本 吉 郡 南 三 陸 町 志 津 川 字 林 百 五 一 千 葉 勝 正 平 田 崎 順 一
漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令
百 五 十 九 人	百 四 十 八 人	七 十 四 人	三 百 四 十 人	四 百 七 十 八 人	八 百 九 十 七 人

宮城 加入 第十 八 区	宮城 加入 第十 八 区	宮城 加入 第十 八 区	宮城 加入 第十 八 区
共 第十 一 号 漁 業 十	共 第十 一 号 漁 業 十	共 第十 一 号 漁 業 十	共 第十 一 号 漁 業 十
宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁	宮 城 協 同 組 漁
平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日	平 成 二 十 五 年 九 月 六 日
石 卷 市 雄 勝 町 桑 浜 字 桑 永 沼 信 良 今 野 三 十 三 忠 夫	石 卷 市 雄 勝 町 桑 浜 字 羽 濱 四 十 七 坂 三 十 三 忠 夫	石 卷 市 雄 勝 町 熊 沢 字 熊 阿 部 善 規	石 卷 市 雄 勝 町 熊 沢 字 熊 阿 部 善 規
漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令	漁 業 災 害 補 償 法 施 行 令
五 十 二 人	五 十 二 人	四 十 三 人	四 十 三 人

正 誤

○宮城県告示第八百二十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、鳴瀬川土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十五年九月十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年九月二十四日

宮城県北部地方振興事務所
所長 宮崎博之

○宮城県公報第二四八五号（平成二十五年八月二十七日付け）中
ページ 段 行 正 誤

三 三

下 下

一 二
四

佐 佐
々 々
木 木
樽 樽
市 市

佐 佐
々 々
木 木
藤 藤
市 市